

各高齢者施設・事業所 管理者 様

県内事業者エネルギー転換緊急支援事業補助金のお知らせ

このことについて、県長寿介護課を通じ、県環境森林課から案内がありましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本件に関するお問合せは、県環境森林課（0985-26-7084）まで直接お願いいたします。

宮崎市介護保険課事業所支援係 TEL：0985-44-2804 FAX：0985-31-6337

=====
EVや省エネ設備等の導入によるエネルギー転換の取組を支援します！

宮崎県令和4年度補正予算事業

～県内事業者エネルギー転換緊急支援事業補助金～
=====

エネルギー価格が高騰しておりますことから、県では、事業活動で使用するエネルギー源を化石燃料から電気へと移行する取組を支援いたします。

【補助対象者】

県内の事業者（中小企業、社会福祉法人、学校法人等）（※個人向けの補助ではありません。）

事業ごとに細かい要件がありますので、必ず要領等をご確認ください。

【支援内容】

(1) 営業の社用車や配送・タクシー車両として電気自動車を購入する取組

① 電気自動車の購入への補助

(補助率) 国のCEV補助金の補助額の2/3以内

(補助上限額) 1台あたり50万円

例：リーフェ+の場合 CEV補助金85万円+県の補助金：50万円

ekクロスEVの場合 CEV補助金55万円+県の補助金：36.6万円

② 充電設備の設置に要する機器の購入への補助

(補助率) 1/4以内

(補助上限額) 1事業あたり100万円

※工事費は対象外です。

(2) 重油やガス等を使用する設備について、電気を使用する設備へと更新する取組

(補助率) 1/2以内

(補助上限額) 1事業あたり150万円

例：重油ボイラー等をエコキュートなどの電気製品に更新

(3) 再エネ設備の導入と省エネ設備への更新を同時に行う取組

(補助率) 1/2以内

(補助上限額) 1事業あたり500万円

例：太陽光パネルの設置（自家消費用に限る）とLED等の省エネ設備や蓄電池の導入を同時に行う取組

【公募期間】 随時。（予算の上限に到達したときは、受付を終了します。）

【留意事項】

・ 交付決定前に契約等を行った取組は対象になりません。（見積書の聴取は大丈夫です。）

・ 令和5年2月28日までに納品の上、支払いまで完了する必要があります。

納品及び支払いが同日以後となった場合は、補助金は交付されません。

【事業の詳細はこちら（県庁HP）】

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kankyoshinrin/kurashi/shizen/20220711112719.html>

(本件のお問い合わせ先・提出先)

宮崎県 環境森林部 環境森林課 ゼロカーボン社会づくり担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7084

FAX：0985-26-7311

E-mail：kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp